

# 行方不明になった認知症高齢者等に関する実態調査結果及び取組について

## 1. 経緯（報道等）

- ・4月16～19日：NHKニュース「認知症で行方不明 1年で1万人近くに」ほか
- ・4月19～24日：毎日新聞「仮名2年認知症男性 身元不明のまま」ほか
- ・4月24日：JR東海踏切事故（名古屋高裁判決言渡）

※認知症高齢者が徘徊により線路内に立ち入り列車と衝突し死亡。JR東海より遺族あて損害賠償請求について提訴され、一審・二審とも、被告側に損害賠償の判決が言い渡された。（5月8日：JR東海が上告、5月9日：遺族側が上告）

## 2. データ（警察庁の統計データ）

○行方不明者数（認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数）

- ・H24年中： 9,607人
- ・H25年中： 10,322人（対前年 7.4%増）

※なお、行方不明者の約98%については、1週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている。

○所在確認状況

- ・H24年中： 9,376人（うち、死亡確認 359人）
- ・H25年中： 10,088人（うち、死亡確認 388人）

○所在不明者数（H26.4.30時点）

- ・H24年中に受理： 107人、H25年中に受理： 151人 計 258人

## 3. 厚生労働省の直近の対応

### （1）『実態調査』等の実施

- ・ 介護施設等における身元不明者の受入数や徘徊見守りSOSネットワーク事業などの市町村施策の実施状況などを調査（6月）
- ・ 調査結果の公表（9月19日）

### （2）身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置

- ・ 厚生労働省ホームページに、自治体で公開されている情報を一覧にして確認できる特設サイトを設け、身元不明の認知症高齢者等に関する情報公開や本特設サイトの積極的な活用の検討を各自治体に促した（8月5日）

※開設当初2県 → 9月18日時点で7府県1市とリンク。

### （3）各都道府県あて、通知（「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」）を发出

## 徘徊などで行方不明になった認知症の人等に関する調査結果について

**調査目的**：各市区町村で把握している認知症の身元不明者及び行方不明者の状況並びに自治体における取組等を把握・分析し、今後の認知症施策に反映する。

**調査対象**：全国1,741市区町村

**調査期日**：平成26年6月10日～6月24日

**調査内容**：（１）市区町村で把握している認知症高齢者等の状況

- ・身元不明者の状況（平成26年5月末日現在）
- ・行方不明者の状況（平成25年度）

（２）市区町村において実施している施策（平成26年4月1日現在）

- ・徘徊・見守りSOSネットワークに類する事業
- ・その他の事業

（３）見守り活動、行方不明者の搜索活動、身元不明者の身元確認等に係る課題

### 調査結果のポイント

#### (1)身元不明者の状況

平成26年5月末日現在、139市区町村で把握された身元不明者は346人（認知症 35人、認知症以外 311人）。

#### (2)行方不明者の状況

平成25年度、855市区町村で把握された認知症の行方不明者のうち、同年度中に発見された者の割合は約97%。

#### (3)行方不明に関する施策

平成26年4月1日現在、徘徊・見守りSOSネットワーク事業は616市区町村、GPS等徘徊探知システムに関する事業は345市区町村、その他の事業(見守り体制の構築等)は385市区町村において実施されており、いずれかの事業を実施している市区町村は約6割。

※公表にあわせて、各自治体における地域の認知症施策をより一層推進するため、「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（通知）を发出

# 「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（通知のポイント）

## 1. 地域における認知症高齢者等の見守り体制づくり

- 地域包括支援センター・認知症地域支援推進員等を中心とした個々の見守りネットワーク体制づくりなどについて、地域ケア会議等を活用した共有化が必要
  - ▶見守りが必要な高齢者の実態把握
  - ▶見守りネットワークづくりのための協定の締結
  - ▶認知症サポーターの養成

## 2. 行方不明者の搜索活動に関する取組

- (1) 徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業等の実施
- (2) 徘徊・見守りSOSネットワークの構成機関 (例)
- (3) 警察の行方不明者発見活動との協力に関すること
- (4) 搜索活動においてネットワーク内において共有している情報 (例)
- (5) 個人情報保護の取扱い
- (6) 事前登録制度・徘徊模擬訓練 (例)
- (7) 徘徊・見守りSOSネットワーク、GPS等徘徊探知システム以外の取組 (例)

## 3. 身元不明者の身元確認に関する取組

- (1) 身元確認を行うための体制
- (2) 身元確認のための警察との協力に関すること
- (3) 本人の身元確認につながると考えられる情報 (例)
- (4) 個人情報保護の取扱い

「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査（市区町村調査）」

自治体において取り組みの検討に資するよう、調査から得られた具体例について提示